

東洋の思想と宗教 第二十九號 平成二十四年（二〇一三）三月 抜刷

九條兼實の徳政思想——祈禱や政策との關聯から——

森 新之介

九條兼實の徳政思想——祈禱や政策との關聯から——

森 新之介

問題の所在

後白河院政期の攝關家貴族たる九條兼實（久安五年「1114」9）（建永二年「1207」）は、徳政を行うべきだと事あるごとに力説した。しかし通説において、兼實の所謂「徳政」とは空虚な儀禮でしかなかったと考えられてきた。

それは第一に、兼實が佛法王法相依論を強く主張したことによる。この相依論とは、佛法と王法¹の兩者は車の兩輪や鳥の兩翼のように一體であり、共存調和しなければならぬとする論理である。相依論は「中世の國家および宗教の體制における本流の位置を占める思想²」であり、佛法が王法に對捍するための論理だったと強調した黒田俊雄の説は、平雅行や

佐藤弘夫によって支持され、その後の研究でも通説の地位を譲っていない。そのため、相依論の主張者である兼實の政治思想については、佛教に依存したものだだったとの理解で片付けられてきた。

第二に、兼實が獻策または主導した政策の多くは、延喜天曆の聖代などに先例を有するものであった。そのため例えば坂本賞三は、「諸國の情勢に國政的に對應できなくなつた政府が、〔…〕「徳政」¹「徳化」²を行うしかないというように觀念的政治に追いつめられていく過程」に兼實を位置付けている³。また加納重文も、兼實の執政としての治績について「特に行つた功績というほどのものはさほどない」と評し、「故實政治家としての兼實の本領は、恆例臨時の公事を、いかに先

例に基づいて過失なく行つていくかということ」だったと述べている。⁽⁴⁾

しかしながら、これらの評價は餘りに不當なものであろう。

第一に、相依論は寺家にとつて極めて有利な論理だったとする通説には異論も唱えられている。菊地大樹は相依論を「玉蟲色」の支配イデオロギー⁽⁵⁾と評し、前田雅之もこれは「苦境に喘ぎ絶望の感極まった際の言説」でしかなく、「あまりに佛法王法相依論を重視してこの時代を考えるのはいかがなものだろうか」と疑問を呈している。⁽⁶⁾

第二に、兼實は聖代の先例を襲うことを唯一または最大の目的としていた、という通念に修正を迫るような先行研究も若干ながら存在する。筆者も舊稿において、兼實が政道を淳素（純粹不雜）に反す^かことで、古のような淳素（敦厚素朴）の世を現出させようとしていたことを論證した。⁽⁷⁾

兼實の徳政思想にはなお検討の餘地があり、またこれを考察することで兼實個人のみならず、佛法王法相依論や貴族思想の研究史にも修正を迫ることが出来ると考えられる。そこで本稿では、まず第一節で兼實による相依論の用例を検討し、次に第二節で兼實の思想における徳政と祈禱との關係を考察する。そして第三節では、兼實が攝政として主導した二つの

政策を取り上げ、その意義を分析する。これらの作業によって、兼實の徳政思想が如何なる構造と意義を有していたのか明らかにしたい。

第一節 佛法王法相依論

本節では兼實の佛法王法相依論について、第一項で日記『玉葉』を、第二項でその他の史料をそれぞれ用い検討する。

第一項 『玉葉』の事例

まず引用したいのは、治承四年（1180）十二月廿八日、平重衡麾下の官軍によつて東大寺や氏寺興福寺を含む七大寺が焼け落ちた、所謂南都焼き討ちの翌日、その急報に接した廿九日條の記事である（以下、『玉葉』からの引用は書名を省略する）。

七大寺已下悉變灰燼之條、爲世爲民、佛法王法滅盡了歎。凡非言語之所及、非筆端之可記。余聞此事、心神如屠。〔…〕淳素之世、於今者難期其時歎。仰天而泣、伏地而哭。拭數行之紅淚、摧五内之丹心。言而有餘、記而無益。努力々々。

七大寺已下の佛寺堂舎が悉く灰燼に歸したことは、世にとり

民にとり佛法王法の滅盡だろう。淳素の世は今においては期し難いのか。天を仰ぎ地に伏して泣哭し、數行の紅涙を拭い五内の丹心を摧く、と兼實は悲歎に悶え苦んだ。南都の焼失によつて佛法のみならず王法の滅盡をも悲歎するこの文章には、強烈な佛法王法相依論が明示されている。

餘りによく知られたこの記事は、從來の研究で、兼實について二つの評價を下すための根據として用いられてきた。一つは、兼實は南都焼き討ちという大事件を目の当たりにして爲す所を知らず、ただ悲歎や絶望を日記に書き綴るより他にない無氣力な人物だった、との評價である。しかし位藤邦生が指摘したように、「兼實の日記には、社會の安寧に大きな責任をもつべき政治家としての自覺と、目前の不幸を嘆くだけの無力感とが、奇妙な具合に混じりあつて存在していて、そのぶん、著者の人間的な厚みを感じさせるのである」⁽⁸⁾。また兼實は、南都焼亡により天下の反淳素は實現し難くなつたとしているが、決して斷念してはいない。荻原久康の言を借りれば、「この間にあつて驚くべき事はさきに平氏の亂刑に失望した際と云い、今又焼打の暴擧に絶望しつゝも兼實の心中に國家を憂い政道を淳素に復えさうとする復古の悲願が脈々と波打つていた事である」⁽⁹⁾。

もう一つの評價とは、兼實は王法の命運を佛法に委ねてしまつていたとするものである。『玉葉』の全記事から右の南都焼き討ちの箇所が最もよく引用されるため、錯覺してしまいがちだが、兼實が相依論を表明することは多くなく、しかもそれらはすべて特定の文脈において爲されている。右の治承四年(1180)十二月廿九日條以外で明確な相依論が現れているのは、同年の去る三月十七日條と安元三年(1177)四月十四日條、壽永二年(1183)九月五日條、そして文治三年(1187)三月四日條である。

まず安元三年の用例は、延曆寺衆徒が日吉白山の神輿を奉じて闕を犯したため、凡そ禁中は周章し上下男女は奔波し、偏えに内裏炎上の時の如しという混亂の巷を呈したことに、

佛法王法滅盡期至歟。五濁之世、天魔得其力、是世之理運也。惣非言語之所及、非筆端之可盡。夢歎非夢歎。言而有餘、歎而無益。不能左右云々。

と記したものである。治承四年三月の事例は、園城寺の大衆が延曆寺及び南都の衆徒と相い語つて法皇上皇を拉致すると

の風聞が流れ、京師に緊張が走つたことについて、

此事偏天狗之所爲也。佛法王法滅盡了歟。不能左右。

と述べたもの。焼き討ちは官軍による佛寺への侵凌、嗾訴や拉致は佛寺による王法への脅迫である。そのためこれらの例で兩者の滅盡が危惧されたのは、何れも佛法王法が著しい敵對關係に陥つたことによると見られる。

壽永二年の「誠佛法王法滅盡之秋也」との評言は、京中の物取り倍増に「緇素賈賤」が悉く涙したという風聞を承けて、緇素に佛法王法を對應させたものでしかない。そして文治三年の用例は、意見封事の遁世人宛の御教書に見える。この時は遁世人すなわちすでに出家した貴族にも意見が求められ、在官奉公人宛とは別の御教書が下された。兩者はほぼ同文であるが、意見を徵召する理由付けの部分が異なっていた。

夫遁世修道之人、雖_レ不_レ可_レ預_二時議_一、佛法者、依_二王法_一而紹隆、王法依_二佛法_一而長久。若歎_二王法之衰微者_一、即慕_二佛法之繁昌_一也。功德眞實不_レ在_レ茲乎。宜_二以_二念_一佛轉經之餘暇、具_中有_レ犯無隱_一之謙言。

佛法は王法によつて紹隆し、王法もまた佛法によつて長久だ、という相依論がここに明示されている。しかしこれは一瞥して明らかな如く、本來は時議に與るべきでない遁世修道の元貴族をして、政務への意見を具申させるための口實でしかない。従つて『玉葉』において、純粹な政治問題の原因を佛法

に關聯付けた例は一つとして見出すことが出来ない。

第二項 『愚管抄』と佛舍利奉納願文の事例

また、治承四年の五月十五日には高倉宮以仁王が南都に亡命しようとして討たれたため、これを匿おうとした南都の追討が同月廿七日の公卿僉議に諮られた。南都は以仁王の謀叛に同心していたのでないかとの嫌疑である。その僉議での一幕を、兼實の同母弟である慈圓は『愚管抄』で斯く描寫する。

左右大臣ニテ經宗兼實多年ナラビテオハシケル、右大臣オモヒキリテ、「一定謀叛ノ證據ナクテ、サウナクサ程ノ寺ヲ追討ハサラニエ候ハジ。就中春日大明神日本第一守護ノ神明也。王法佛法如_二牛角_一。不_レ可_レ被_レ滅」之由、愚_劣詞申サレニケレバ、〔…〕。(二五〇頁)

右大臣の兼實は思い切つて發言した。謀叛を企んでいたという確たる證據もなく、園城興福ほどの巨利を軽々しく追討するようなことは決してあつてはならない。しかも春日大明神は日本第一守護の神明だ。王法佛法は牛角の如く不可分であり、滅ぼしてはならないと言を盡くした、という。

ここで兼實が何よりも問題としたのは、謀叛の確たる證據がないということである。佛寺への追討に無條件に反對した

のでないため、もし確たる證據があるならば追討も已むを得ないということになる。佛法王法兩者の協調が殊に求められた時にのみ打ち出される相依論は、ここでも追討反對という結論を補強するものでしかなかった。

前項で見た如く、佛法王法の滅盡を豫感させる官軍の南都焼き討ちは、兼實にとり仰天伏地して哭泣するほどの大慘事であった。そのため、少なくとも東大興福の兩寺は絶対に再興しなければならなかった。壽永二年（1183）、再興された東大寺に奉納した佛舍利奉納願文の冒頭で、兼實は次の如く表白している。

右、件大佛者、聖武天皇發菩薩大願、所被奉鑄鑿也。起請敕曰、「我寺興復者天下興復、我寺衰弊者天下衰弊云云」者。去治承四年十二月廿八日、當佛法破滅之期、有靈像灰燼之災。于時四夷競起、一天不靜。誠是海內之理亂、專在當寺之廢興者歟。此像若不成就者、王法其奈何。〔…〕靈像已再顯者、國家蓋中興哉。其推造佛之用途、多宛衆庶之施物。

當寺の大佛は聖武帝が發願して鑄造させたものであり、その敕文には、當寺が復興すれば天下もまた復興し、當寺が衰弊すれば天下もまた衰弊するとある。去る治承四年は佛法破滅

の期に当たり、靈像が灰燼に歸した。そして四夷は競起し、天下は不靜となった。誠に海内の理亂は専ら當寺の興廢によるのだろう。もしこの靈像が成就しなければ王法はどうなるだろうか。すでに再建したからには、どうして國家が中興しないことがあるだろうか、という。

谷知子の言う如く、この「寺が天下の盛衰の鍵を握っているとす、まさに東大寺を中心とした歴史觀」は、「東大寺が王法によつて保護されるべきもので、もしそうされなかった場合は、天下は衰退する」という、豫言でもあり、脅迫でもある。そして一見すると、ここで兼實はその豫言脅迫に盲從しているかのようである。

だが、兼實はこの願文で「凡弟子之中丹、在政道之反素」とも表白し、願文の末尾には甘篇の願目を擧げている。

廿種願篇目

終身安穩願 銷怨休愁願
 雙親同度願 衆生共利願
 神事崇重願 佛法興隆願
 薦賢却姦願 崇文偃武願
 禁麗好儉願 才藝登用願
 治國清廉願 濫望懲肅願

理非糺定願 君臣守禮願
政道反素願 國王善政願

願 願

願 願

癸 願

最後の四つは判讀できないものの、残りの十六において、東大寺復興による天下復興という願文冒頭の趣旨に相應しているものを求めると、「佛法興隆願」くらいしか見出し得ない。

後半の「薦賢却姦願」「崇文偃武願」「禁非糺定願」「才藝登用願」「治國清廉願」「濫望懲肅願」「理非糺定願」「君臣守禮願」「政道反素願」「國王善政願」の十篇は、佛法と關係なく社稷の安寧を祈願するものである。従つてその願意が那邊にあつたかは、同願文の

篇目雖^{有カ}二十^一、肝心只在^三社稷。今之祈請、爲^レ成^レ彼願^一也。

という文言に徴するまでもなく明らかであろう。兼實が東大寺にこの願文を捧げたのは、あくまで政道を淳素に反すことで社稷の安寧を成就するためであつた。

天下再興のために當寺の再興は必須不可欠だが、しかしそれとともに政道の反淳素がなければ不十分だ、などという信條を願文にそのまま載せることは、恐らく憚られたのである

九條兼實の徳政思想（森）

う。そのため兼實は、天下の治亂はすべて當寺の興廢によるとの聖武帝の敕文を引き、そういうことなのだろうと一應の贊意を示すに止めた、と考えられる。天下の興廢はただ東大寺に偏依するのみという文言からは、願文という文書の性格を割り引かなければならない。

第二節 徳政と祈禱

前節では、兼實の佛法王法相依論について検討した。これを承けて本節では、兼實が徳政を、佛事のみならず神事も含んだ祈禱全般と如何に關聯付けていたのかを考察する。

第一項 先民政治と佛事儉約

治承五年（1181）七月十三日、後白河院からの院宣が左少辨兼室行隆によつて兼實へと傳えられた。近日、炎旱や飢饉、關東以下諸國の謀叛、天變、怪異などの衆災が競い起つている。これらの天殃を銷すために如何なる謀略を廻らすべきか、朕はすでに成敗に迷つているので時議を憚らずに意見せよ、というものであつた。兼實はこれに次の如く報奏した。

抑先以民爲^二國之先^一。而去今兩年、炎旱涉^レ旬之上、謂^二兩寺之營造^一、謂^二追討之兵糧^一、計^二民庶之費^一、殆過^二巨萬^一。

歟。豐年猶可泥所濟、況及餓死之百姓哉。國失民、滅者、雖誅賊首、有何益哉。然則、先省衆庶之怨、暫可從人望歟。此外之德化、不可應時議。〔…〕百千之計略、所詮無益。被休衆庶之怨氣、是其詮也。

そもそも國とは民を以て先と爲すものだ。しかるに去年以來、長期の炎旱があつたばかりか、東大興福兩寺の造營や追討の兵糧などで、民庶の費えは巨萬となつてゐる。たとえ豊年であつても租税に執着すべきなのだから、民が餓死するようになつてゐては猶更だ。國が民を失つて滅んでしまえば、賊の首魁を討つたとしても何の益もない。そのため、まず衆庶の怨みを省き、人々の望みに従うべきだ。衆庶の怨氣を休めなければ、百千の計略もすべて無益だ、という。

そして二日後の十五日には、行隆の私命により右の意見を「可下依變異、被行攘災一事」なる書狀として注進した。當然趣旨はほぼ同様であるが、ここでは兼實の思想における徳政と祈禱との關係がより整理されている。

倩案之、人事失於下、天變見于上、不可不戒愼者歟。但銷天譴、濟人物者、只在祈請與德化。〔…〕徳政之條、今當此時、難及號令歟。聖人之道、察機應時之故也。但不救民憂者、其條遁天譴何。夫國

者以民爲寶、既是古典之明文。〔…〕然而、兩箇大營一而難略。須定折中之法、被施惠下之仁歟。〔…〕凡天鑑不遠、避面咫尺。行善福來、取喻影響。然則、下民忽休憂者、上天還降祥歟。

今日關東や海西で寇賊が姦究してゐるのは、人事を下に失い天變が上に現れるからで、よくよく戒愼すべきだろう。天譴を消除し人物を救済するためには、ただ祈禱と徳政を行わなければならぬ。徳政については、聖人の道は機を察し時に應じるものだから、今すぐ天下に號令することは難しいだろう。しかし國が民を以て寶と爲すことはすでに古典の明文であり、民の憂えを救わなければ天譴は遁れようがない。東大興福兩寺の造營はどちらも忽略にし難いとは言え、是非とも折中して惠下の仁を施すべきだろう。凡そ天の鑑識は遠くなく、善を行えば間髪を容れずに福が来る。そのため下民が憂えを休めれば上天は祥福を降すだろう、という。

右の二つの引用では省略したが、兼實は神事佛事の厲行すべきことも主張しており、決して祈禱を輕んじていたのでない。しかし兼實にすれば、追討のための兵糧徴收は已むを得ないにしても、兩寺造營のために民を憂えされては天譴から遁れ得なくなつてしまふ。芳賀幸四郎はこの諫言について、

「この事態の下でなお大規模な祈禱や寺社詣をしたがっている法皇の内意を封じたもので、その堂々として筋の通った所論と相まって、儒教的政治家としての彼の面目の躍如たるものである」と評している。

祈禱について規模の大きさや回数^レの多さを偏重するように、思想は、兼實に存在しない。ここで明示されているように、兼實にとつて祈禱と徳政は雙方必須であり、しかも折衷調和されなければならなかった。

また、二年後に奉納することになる佛舍利奉納願文にも、「悲哉、國衰民費、修造失^レ計」「其推^二造佛之用途^一、多宛^二衆庶之施物^一」（前掲）とあり、造佛の用途には、衆庶からの徴税でなく自發による施物を多く宛がったことが強調されている。このような先民と福善禍淫によつて一貫した思想があつたからこそ兼實は、佛事盛行によつて天下が衰亂し、更なる佛事盛行のために莫大な財源を消費してしまふ、という陷穽から遠ざかることが出來た。

第二項 徳政の起請

そして兼實の徳政とは、決して冗費削減のみを意味していただけでなかつた。

改元して同養和元年（1181）十月二日、頭辨吉田經房は後白河院の院宣を傳えるため、兼實の許を訪れる。院宣の趣は、天下の亂逆は今や獲麟の如くで、武略では及ばず、かと言つて徳政も叶い得ない。佛神へ特別の御願を立てるべきだろうか。また太神宮に行幸すべきかと思うが如何、と諮問するものであつた。これに兼實は、もし特別の御願を行えば新儀となるため是非を申すことが出來ないとしつつも、次の如く奏對する。

抑世上之爲體、已非^二直之事^一也。百千之事、全不^レ可^レ叶^二事要^一。凡依^二政之理治^一致^二國之安否^一、佛天之所照、神明之所鑑、云^レ君云^レ國、豈棄置哉。今「須^二天下致^一太平^一之後、可^レ反^二政於淳素^一」之由、起^レ自^二法皇之觀念^一、可^レ被^レ立^二潔白之御願^一也。此外事、一切不^レ可^レ答^二天意^一歟。

政道の理治によつて國家の安否を致せば、佛神は君も國も棄て置きはしないだろう。今すぐには無理だが、後日天下が泰平になつた暁には政道を淳素に反すという潔白の御願を立てるべきだ、と。これは前後の文脈からして、天意に答えるため御願を立てるべきだということではなく、もし立てた御願に反淳素の誓詞がなければ天意に答えることは出來ないだろ

う、という趣旨である。この言を聞いて使いの經房は甘心の色を示したというが、後白河院の聽す所とはならなかつた。

二年後の壽永二年（1183）六月六日にも、俱利伽羅峠の戦いで官軍の平氏が敗れたことについて院から對應を諮問された兼實は、病を扶けて

百千萬事不_レ可_レ叶。只「天下落居之時、可_レ施_二德化_一」之由、法皇起_レ自_二叡慮_一、可_レ被_レ立_二御願_一也。此外他計、一切不_レ可_レ叶。

と對えた。三日後の九日、兼實は院に求められて右の意見を書面にし、呈出する。その申狀「可_レ被_レ鎮_二關東北陸亂逆間_一事」では、「重追討事」「當時可_レ被_レ施_二仁惠_一事」「神事御祈事」「佛事御祈事」「可_レ被_レ立_二御願_一事」の五箇條について意見を陳べている。

第一條では、俱利伽羅峠での敗戦について「征討之謀、將帥之最也」と言つて自分が容喙すべきことでないと同置きしつつも、士卒の力は追討によつて疲弊しているため、徒に追討するよりも伊勢近江の兩國に將を配置して中夏を守らせてはどうか、と具體策を呈示している。第二條は次節で見ることとする。

第三條「神事御祈事」と第四條「佛事御祈事」では、それ

ぞれ

幣物之不法、使等之如在、殊可_レ被_レ加_二其誠_一歟。

抑内外御祈、國費民疲。雖_レ不_レ及_二莫大之功_一、於_二佛神之納受_一者、只可_レ任_二歸敬之淺深_一歟。

と述べる。神事については、幣物の不法、使等の如在については殊に訓誡を加えるべきだ。佛事については、近年は盛大な佛事が多く行われ、ために國家財政は壓迫され人民は疲弊している。そもそも佛神が願を納受するか否かはただ歸敬の淺深によるのだろうか、莫大の供料を必要とすることはない、という。このように兼實は、疎かにしている神事は嚴重に行い、盛大に過ぎる佛事は抑制しなければならない、と主張した。

そして第五條「可_レ被_レ立_二御願_一事」では、徳政の履行を太神宮に起請すべきだと主張する。

此條、客星變異之時上奏。先年若其事默止者、此時可_レ被_レ遂歟。於_二旨趣_一者、偏在_二叡慮_一。但政道之反素、是其肝心也。何必尋_二上古之風_一。隨時立法、非_二聖代之徳猷_一哉。近則法皇之御宇、末代之中興也。治教不_レ可_レ外求、尤足_二適行者歟_一。「海内令_レ屬_二和平_一之時、天下可_レ施_二德化_一」之由、宜_レ載_二御願書_一被_レ申_二太神宮_一歟。凡國

家之廢興、在_レ政教之理亂_一之故也。

先年も申したように、海内和平の暁には徳化を施して政を淳素に反すという趣旨を、太神宮への御願書に載せるべきだ。そのようなことを行うのは前例がないかも知れないが、しかし必ずしも前例に囚われず時宜に随うのも聖代の徳謀ではないか。すべて國家の興廢は政教の理亂により、それ以外には求めようがないのだ、と。客星變異の時とは、右の養和元年十月のことである。

三日前の諮問でも「可_レ被_レ立_三御願_一也。此外他計、一切不_レ可_レ叶」と奏對していたように、この第五條が兼實にとつて最も重要な問題であつたと見られる。二年前は新儀だからと判断を留保していたが、ここでは時に随い法を立てるべきでないかと勸勵している。

もう一つの相違として、この申狀の第五條では天や神明について全く言及されず、太神宮への御願は、神助を仰ぐための祈禱でなく徳政の起請としての意義が強調されている。太神宮への御願書に反淳素の誓詞を載せたならば、それは必ず履行しなければならぬ起請となる。「起_自法皇之勸念」「法皇起_自勸慮」と強調していることからして、恐らく兼實は、今こそ後白河院が心を改めなければ如何なる計略も無

九條兼實の徳政思想（森）

益であり、神助もまた得られないと考えたのであろう。兼實が強く求めた反淳素の御願とは、太神宮による冥助を期待するよりも、徳政の履行を太神宮に起請するためのものであつたと考えられる。

兼實は決して、心さえ正しければ實行を伴わなくてもよいなどと考えなかつた。しかし徳政を右往左往せず一貫して行うためには、まず心を鞏固にしなければならぬ。兼實による心の強調は、それこそが徳政實行の原點だとの理解によるものであつた。

第三節 二つの政策

攝籙の座に就いて以降の兼實は、文治二年（1186）の公卿減員政策や同三年（1187）の記録所設置、意見封事の實施、建久二年（1191）の新制發布など、政治制度史における重要な政策を幾つも主導している。本節では記録所の設置と意見封事の實施を取り上げ、實際の政策から兼實の徳政思想を読み取る。

第一項 記録所

兼實の莊園觀と言えば、承安三年（1173）十一月十二日

に「抑我朝者、偏依_レ莊園滅亡者也」と喝破したことで著名である。そしてこの記事は斯く續く。

然者神社、佛寺、權門、勢家之領、併被_レ停廢、且逐_レ延久之先符、且反_レ延喜之古風者、非_レ此限。其條又不_レ可_レ限_レ南都之諸寺事也。如何々々。

莊園による本朝滅亡を免れるためには、神社や佛寺、權門、勢家の領を停廢し、延久の先符を逐つて延喜の古風に反さなければならぬが、どうだろうか、と。

十年後の壽永二年（1183）にも、兼實は六月九日付の申狀「可_レ被_レ鎮_レ關東北陸亂逆間事」（前掲）の第二條「當時可_レ被_レ施_レ仁惠事」で、現状で行うべき徳政として所領問題の糺定裁斷を主張した。

神社佛寺及諸人之領、或寄_レ事於武威、以_レ無道押_レ領之、或假_レ力於權勢、以_レ非據奪_レ取之。非_レ啻佛意神慮之恐、抑又衆庶萬民之愁也。任_レ理可_レ被_レ糺定歟。〔…〕此條爲_レ待_レ冥感、爲_レ協_レ人望也。夫仁徳之所_レ覃、非_レ當時之至要哉。且被_レ決斷、何有_レ滯滯哉。此外徳化、難_レ備_レ卒爾之要旨歟。

神社佛寺や諸人の所領を、或いは武威によつて無道に押領し、或いは權勢によつて根據なく奪取することが横行している。

これは佛意神慮の恐れがあるのみならず、衆庶萬民の愁えともなつており、道理に任せて糺定すべきだろう。これは冥感を待つため人望に叶うための徳政であり、仁徳を施すことは當時の至要だ。當面の需要に應えられる徳政はこれくらいのものだろうか、という。

攝政に就任すると、文治三年（1187）には記録所すなわち記録莊園券契所を設置する。周知の如く、これは不正莊園の調査摘發や書類不備莊園の沒收などを主な業務とする機關である。同年二月廿八日、記録所の設置されたこの日に、兼實は「諸司諸國并諸人訴訟及庄園券契、於_レ記録所、宜_レ令_レ勘_レ決理、非_レ」¹⁶「年中式日公事用途、宜_レ令_レ記録所勘_レ申式數」という二通の仰詞をまず内覽している。これについて上杉和彦は、「莊園の權利關係文書の調査確認とともに、様々な主體の起こす訴訟の理非判斷、及び朝廷の政務や儀禮遂行に要する費用の算出があつたという明確な記述が見られる。この時の記録所の設置が、理を重視する兼實の信條を極めて強く反映したものであることが知られよう」と評價する。このように兼實は、決して記録所を設置するだけで事足りりと思せず、これを有効に機能させるべく沙汰していた。

『吾妻鏡』の翌四年（1188）四月十二日條には、兼實が主

導したと考えられる後白河法皇院宣¹⁷が載せられている。奉者は大宰權帥吉田經房である。

貴賤上下徒疲^レ愁歎、神社佛寺鎮抱^レ訴訟。兆民之歎、猶爲^レ天責、何況於^レ佛神乎。〔…〕情思^レ天下之擾亂、豈非^レ地頭之濫妨乎。被^レ散^レ衆庶之愁者、定爲^レ落居之基歟。〔…〕近曾天變地妖連連有^レ奏聞。是則人愁重疊之故歟。妖不^レ勝德、不^レ可^レ如^レ德政。謂^レ德政者、以^レ散^レ人愁^レ可^レ爲^レ先也。存^レ此旨、殊令^レ致^レ沙汰^レ給者、四海靜謐、萬民歸^レ仁歟。

地頭の庄家押領により、貴賤上下は徒に愁歎に疲れ、神社佛寺は永く訴訟を抱えている。兆民の歎きすら天の譴責となるのだから、社寺の憂えはなおのこと佛神の照罰となる。つらつら天下の擾亂について考えるに、どうして地頭の濫妨がその元凶でないことがあるか。衆庶の愁えを散じたならば定めし天下落居の基となるだろう。近年は天變地妖が連々として絶えないとの奏聞がある。これは人の愁いが重疊だからだろう。妖孽は徳に勝たず、徳政とは人の愁えを散ずるを以て先と爲すべきだ。この旨をよく心得て殊に沙汰すれば、四海は靜謐となり萬民は仁に歸すだろう、という。

ここで兼實は、地頭の濫妨こそが兆民衆庶の愁歎や神事の

九條兼實の徳政思想（森）

違例、佛事の陵遲、そして天下の擾亂や天變地妖を生じさせているのだから、人の愁えを散ずるを以て先と爲し徳政を行えば天下落居の基となる、と宣言する。なお、『吾妻鏡』同日條に載せられている「萬人悅豫者、天下も定復^レ舊歟」という奉者經房の私信は、兼實の所感でもあったと見てよい。

所領問題を天下大亂の一大原因と見た兼實は、式微した朝廷でも紛争の裁斷調停には力を發揮できると考えたのである。本郷和人によれば、承久の亂（承久三年「1221」）に敗れて強制力を大きく失った朝廷は、「徳政を推進し、撫民を標榜」する新しい訴訟制度により「強制力と調停能力の回復を圖った」のであり、これを主導したのが九條道家だったとい¹⁹う。しかし斯かる動向は、すでに道家の祖父兼實によって先鞭を着けられていたと見るべきである。

第二項 意見封事

遡つて壽永二年（1183）十月廿三日、平氏の都落ちによつて再開された後白河院政の爲體を、右大臣兼實は斯く酷評した。

・朝廷^在之王候卿相、緇素貴賤、併顧^レ私不^レ在^レ公。實是愚而猶愚也。非^レ國者無^レ建^レ家、非^レ君者無^レ建^レ親。思^レ

身之安全、先可廻國家靜謐之籌策之處、各恐左右、敢不讜言。又皆無謀重事之量歟。可悲々々々。

在朝の王候卿相も縮素貴賤も、ともに私を顧みて公を思わない。實に愚の骨頂だ。君國がなければ家も親もない。身の安全を思うならば、まず國家靜謐の籌策を廻らすべきなのに、左右を恐れて誰も直言しない。重事を謀るだけの器量がないだろうか、何とも悲しい、と。兼實に言わせれば、天下國家の靜謐が恢復しないのは、後白河院とその一部近臣のみが廟堂を擅斷し、それ以外の王候卿相はただ右顧左眄しているという、言路不通のためであった。

二年後の元暦二年（1185）七月九日、後に元暦の大地震と呼ばれる未曾有の大地震が畿内を襲った。十一日、地震とその被害で外郭を失った院御所について後白河院から諮問される。兼實は翌日返送した請文狀においてそれぞれについて對策を述べ、「右兩條、短慮之趣、大概言上如此」と一旦締め括った後、更に續けて政道についての持論を展開する。これは院の諮問事項から逸脱するものであるが、分量は全體の約半分を占めている。

抑於天地之災異者、以武略不可鎮之、以威勢不可服之。非佛神之利益者、豈人力之所覃哉。

〔一〕誠知、拂妖之源、所歸在冥衆。々々之加護、偏限德化。天道福善禍淫之故也。其德化之旨趣、可尋意見之最要者、開心腹。然則、「宜使公卿已下諸道博士堪事之輩、獻封事」之由、可被下宣旨也。上疏深祕、敢莫外聞。「具陳所必不可詔諛」之旨、殊可被仰下歟。就彼上奏之趣、可被議定政道之要也。此法若緩者、天變地妖、繼踵不絕、逆亂騷動、舉足可待歟。

そもそも人力の及ぶ所でない天災地異は佛神の利益によつてしか鎮服できず、妖孽拂拭の源は冥衆にこそある。しかし天道は善に福し淫に禍するため、その冥衆の加護とは偏に徳化に極まる。そのため公卿已下や諸道博士、堪事の輩に宣下して諂諛なき封事を獻ぜしめ、その上奏の趣によつて政道の要を議定すべきだ。もしこの計を怠れば天變地妖は踵を繼いで絶えず、逆亂騷動は足を擧げて待つことになるだろう、と兼實は警鐘を鳴らす。封事とは「徵召の詔に應じて、律令官人などが率直に時務策をまとめ、密封して上進した意見書」のことであり、延喜の聖代にも徵召された例がある。

結局、この獻策は直ちに採用する所とならなかつたが、後に兼實が攝政になったことで實現に至る。二年後の文治三年

(1187) 三月四日、攝政兼實は、徵召の對象者たちへ宛てられる意見封事の御教書で斯く主張する。

堯鼓納諫、舜旌進善。豈其不仰慕哉。我朝、弘仁貞觀之聖代、延喜天曆之明時、又據群明久致雍熙。古何爲淳、今何爲薄。只依政教之得失、實有國家之理亂者也。(一)縱雖可觸犯、勿有所隱。謀國之安、不在茲乎。

古が淳厚で今が澆薄なのは、ただ政教の得失によって國家の理亂が分かれるだけだ。そのため、堯舜の聖代や延喜天曆の明時のように隠す所なく犯顔せよ。國家の安否はこれによって決せられるのだ、という。

御教書では、堯舜の聖代や延喜天曆の明時にも納諫の先例があったのだから、それに倣うことで國家は理治に到ると述べられている。しかし當初から強調されていたのは、そのような先例の有無でなく、諂諛忌憚なく直言することであった。従って、兼實は意見封事による言路洞開を企圖していたため、聖代明時の先例によって本意を隱匿するとともに、政策を權威付けようとしたと考えられる。奥田環もこの文治の意見封事について、「兼實は代始の徳政にあたり、延喜・天曆の治を想起させる意見封進制度の、「古典的」な權威に沿いながら、

當時實效のあった諮問制度を加味して、より實質的な政策として今回の意見封事を實行したと考えられる」と評價している。

翌四月廿四日、藤原親經が院宣を傳えて言う。近日天下に病患あり、また兒女に「諺言」あるため、御祈を行うべきかと。攝政兼實の申して云く、諺言については未だ承知していないが、病患については聞き及んでいるので、御祈を行うのは尤ものことだ。ただし、そのための用途が叶い難い、と。このように祈禱の用途不足を指摘し、兼實は

抑「近日可被召意見施徳化」之由、有「其間」。其事、無私被行之、祈禱讓災、不可過之。

と持論を結ぶ。當時は攝政兼實が申し入れ後白河院も受諾した文治の意見封事の徵召期間中であり、この日も左大臣藤原經宗の意見が兼實の手許に届いていた。そもそもこの度意見封事を行うのは、徳政こそが天譴を鎮めるために必要だからであり、私なく意見封事を行ったならばこれに過ぎる祈禱攘災はない、とまで兼實は斷言した。これは、またしても徳政を怠ろうとした後白河院への鋭い諫止である。

結語

以上本論では、兼實の徳政思想について考察した。

兼實については従來、佛法王法相依論の主張者であることから、その徳政思想は佛法に依存したものだつたと考えられてきた。だが、相依論は佛法王法が著しく敵對するなどとしてはじめて表明されたものであり、東大寺への奉納願文でも、兼實は自分の意志があくまで政道の反淳素にあることを標榜していた。

兼實の徳政思想は、「抑先以民爲國之先」「夫國者以民爲寶」という先民と「行善福來、取喻影響」「天道福善禍淫之故也」という福善禍淫を本質とする（すべて前掲）。決して祈禱の意義を輕んじたのでないが、民の愁歎を散ずることが徳政であり、また天道も佛神もその徳政あつてこそ祥福を降すとした。盛大華美だが窮民からの苛斂誅求による佛神事や、古風典雅だが實效の期待できない徳政などは、この趣旨に反するものである。そのため兼實は、ただ先例を踏襲して足れりとすることなく、その政治行動には時宜に應じて工夫を施した形跡が隨所に認められる。一部の文言のみを取り上げ、先例踏襲に拘泥して政策の實效を考慮しなかつたなど

と臆斷すべきでない。

下民の憂えを休めれば上天が福を降すだろうという兼實の論理そのものは、空論と言わざるを得ない。しかし注目すべきは、兼實が攘災の方途を徳政と祈禱に二分しながら、決して兩者を乖離させず、先民と福善禍淫により一貫させたことである。天災は人力の微なることを痛感させるが、兼實の思想においてはたとえ天災が競い起ろうとも、佛神のみを憑んで衆庶を顧みないようなことは有り得ない。徹底して人としての當爲を盡させたところに、兼實の徳政思想の意義はあつたと考えられる。

註

本稿で用いた史料の書誌は以下の通り。引用に當つては適宜字體と句讀點を改め、訓點や傍點、括弧、頁數を付し、改行を省いた。

『玉葉』：國書刊行會本。『愚管抄』：日本古典文學大系（岩波書店）。『吾妻鏡』：増補新訂國史大系（吉川弘文館）。

(1) 當時の「佛法」とは「佛・菩薩、教義、修行、祈禱、儀禮、僧侶、寺院など、佛教に關するすべてを包みこむことば」であり（大隅和雄「佛法の役割」『第三部第二章、初出1979』、『愚管抄を讀む 中世日本の歴史觀』、講談社、1999）初

刊1986」、一四七頁)、「王法」とは天皇を中心とする統治の秩序や機構など全般を意味した。

(2) 黒田俊雄「王法と佛法」(第一部第二章、初出1976)、『王法と佛法 中世史の構圖』増補新版、法藏館、2001(初刊1983)、三二頁。

(3) 坂本賞三「春記」にみえる王朝貴族の國政的危機意識について、竹内理三博士古稀記念會編『續律令國家と貴族社會』、吉川弘文館、1978、後註9。

(4) 加納重文「元暦・文治の兼實」(第六章第四節、初出1998)、『明月片雲無し 公家日記の世界』、風間書房、2002、三四九頁。ただし加納は、その後註で兼實の公卿減員政策について金澤正大による研究(『關白九條兼實の公卿減員政策——建久七年政變への道——』、『政治經濟史學』二二六、1985)があることを紹介している。その他、芳賀幸四郎も兼實の思想や政見について、「餘りにも儒教的で、かつ先例にこだわり、時務にうとい面のあつたことは否定できない」と評し(『九條兼實』「初出1961」)、『中世文化とその基盤』『芳賀幸四郎歴史選集』四、思文閣出版、1981、六六頁)、兼實の政治思想を高く評價する中村宏もまた、「兼實的施策は稽古的であるから、現實問題解決の手段として、どのような効果があつたか疑問である」としている(『平安時代末期における稽古思潮の展開』——九條兼實の政治思想(下)——、『歴史研究』三二、1964、四〇頁)。

九條兼實の徳政思想(森)

(5) 菊地大樹「王法佛法」、日本佛教研究會編『論點・日本佛教』(『日本の佛教』六)、法藏館、1996、一六六頁。

(6) 前田雅之「院政期の政治神學 佛法王法相依論の起源・論理・實態」、院政期文化研究會編『權力と文化』(『院政期文化論集』一)、森話社、2001、五〇—一頁。

(7) 拙稿「九條兼實の反淳素思想——中世初期における貴族の歴史思想の側面——」、『日本思想史學』四〇、2008。

(8) 位藤邦生「亂世の認識——玉葉と明月記——」、『國文學解釋と鑑賞』五〇・八、1985、三四頁。

(9) 荻原久康「兼實の立場——平氏全盛期を主とする——」(『鳥取大學學藝學部研究報告 人文科學』四、1953、六八頁)。
(10) この御教書が實質、兼實の作と見てよいことは拙稿「九條兼實の反淳素思想」(前掲、六六—七頁) 参照。

(11) 引用は『平安遺文』四〇八九による。

(12) なお、ここで引用されている起請敕「聖武天皇敕書銅版」は後世の偽作であることが、すでに鈴木景二「聖武天皇敕書銅版と東大寺」(『奈良史學』五、1987)によって立證されている。

(13) 谷知子「九條兼實佛舍利奉納願文」をめぐって(第一章第七節、初出1996)、『中世和歌とその時代』、笠間書院、2004、一四五頁。

(14) 芳賀幸四郎「九條兼實」(前掲)、七四頁。

(15) この獻策について中村宏は、「兼實は、追討については一貫

して積極的であつた。従つてこの際の獻策もその意味で背水の陣と解してよく、畿内の防禦線として伊勢・近江を考えたのである。これはむしろ軍事力を持つ平氏の態度より、ずっと具體的で、當時の情勢にあつては、京畿を固執するかぎり當を得たものとしなければならない」と評している（『平安時代末期における稽古思潮の展開』）、「前掲」、三二頁。

(16) 上杉和彦「玉葉」、歴史物語講座刊行委員會編『時代と文化』(『歴史物語講座』七)、風間書房、1998、一九八頁。

(17) 當時兼實は、去る二月廿日未明に愛息良通が頓死した悲しみで、女房ともども「神心迷亂、萬事不覺」に陥り、五月九日まで『玉葉』の記録を斷筆していた。その間の記事は、すべて五月上中旬になつて人々に問うたり記憶を喚び起したりして纔かに追記したものであり、自ら「定有『謬事等』歟」と記している。

そのため『玉葉』の記事から兼實關與の有無を判斷することは出来ないが、院宣の内容と文體といい、たとえ起草したのは經房でも兼實の加筆修正が大きく加わっていると見るべきである。申狀にしても院宣にしても、兼實のものは何れも單に需要に應えて具體策を述べるに止まらず、問題の由来や本質を明らかにし、それを天下の治亂や帝王の徳政全體にまで關聯付けて論じる傾向がある。このような特徴は他の後白河院宣、他の貴族の申狀に見出し難いものである。

(18) 「妖不勝徳」は『史記』殷本紀第三を出典とし、『貞觀政

要』論災異第三十九などにも見える。

(19) 本郷和人「朝廷訴訟の特質」(終章、初出1992)、『中世朝廷訴訟の研究』、東京大學出版會、1995、二二五～六頁。

(20) 所功「意見封事」、角田文衛監修・古代學研究所編『平安時代史事典』、角川書店、1994。

(21) 奥田環「九條兼實と意見封事」、『川村學園女子大學研究紀要』一、1990、一四六頁。

(キーワード) 九條兼實、徳政、先民、福善禍淫、佛法王法相依論
付記 本稿は、平成廿三年度科學研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。